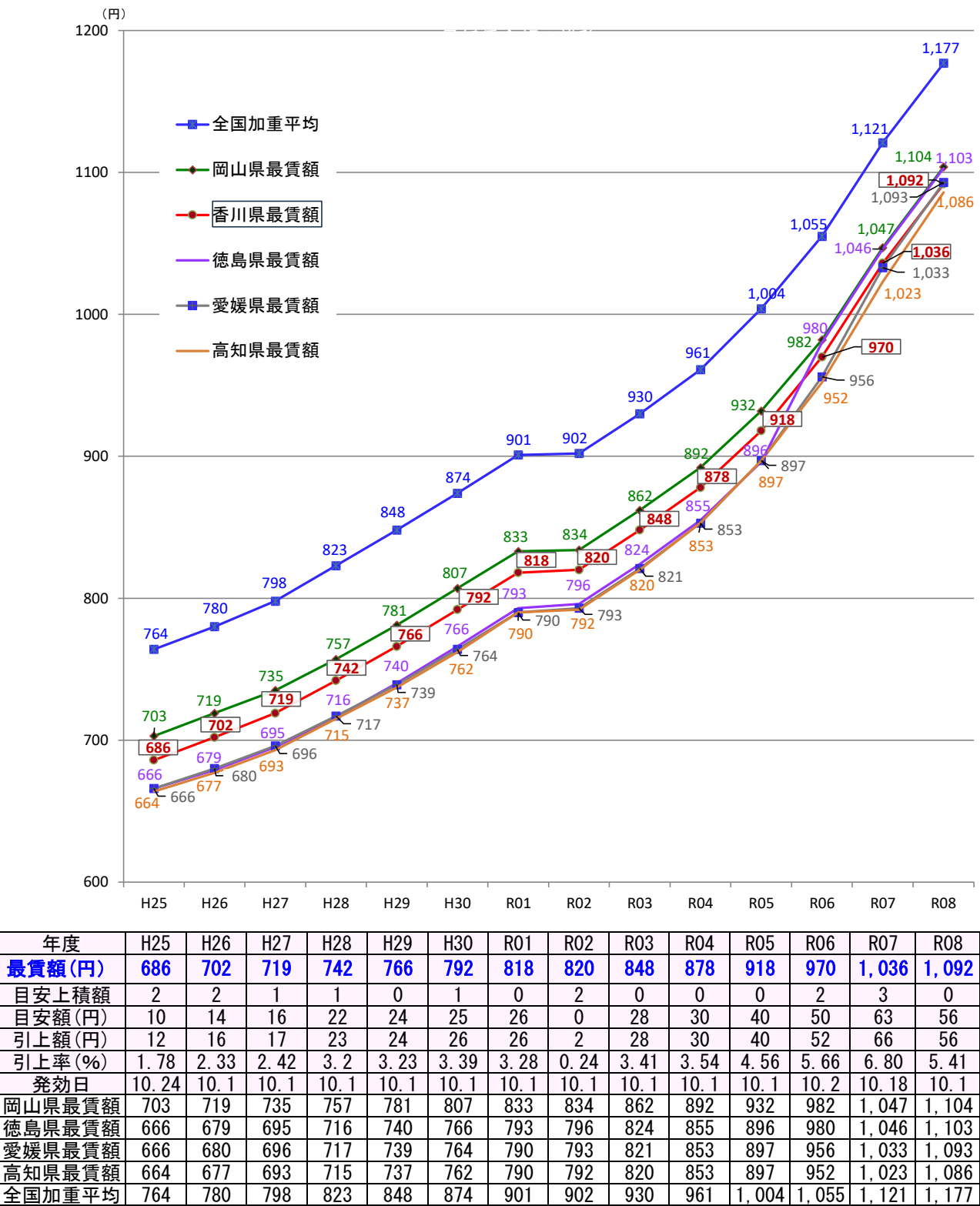


香川県最低賃金の推移

香川県最低賃金は、令和8年10月1日に時間額1,092円となった。
岡山県より12円低く、全国加重平均より85円低い。
令和5年度に目安制度の見直しが行われ、A～Cの3ランク制となり、香川県に適用される目安ランクはBランク*となった。令和5年4月に示された「総合指数」は全国で21番目（Bランクの15番目）、令和8年度改正の「最低賃金額」は35番目（Bランクの27番目）となっている。
令和8年度はBランクの目安額（56円）と同額の56円引き上げ、10月1日に発効した。
引上げ額56円は、時間額単独方式となった平成14年度以降で最高額だった令和7年度に次いで2番目である。

*Bランク:北海道,宮城,福島,茨城,栃木,群馬,新潟,富山,石川,福井,山梨,長野,岐阜,静岡,三重,滋賀,京都,兵庫,奈良,和歌山,島根,岡山,広島,山口,徳島,香川,愛媛,福岡の28道府県



※ 令和2年度は、目安額が示されなかったため、目安額の欄には「0円」と表記している。